

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」 に対する意見

2023年1月20日
一般社団法人日本私立大学連盟
説明者：前田 裕
(教育研究委員会担当理事/
関西大学学長)

日本私立大学連盟（以下「私大連」）は、中央教育審議会教育振興基本計画部会が「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」をとりまとめられたことに敬意を表します。本部会においてさらに論議を深めていただけるよう、具体的な記述をすることが必要と考えられる点等について、以下に意見を申し述べます。

1. 「I. 我が国の教育をめぐる現状・課題・展望」に関する意見

令和4年2月の諮問に示された2本柱であるウェルビーイングと超スマート社会(Society 5.0)を実質化するために、現代日本の教育および教育を取り巻く環境に十分に配慮しつつ、充実した検討作業が多面的に行われているものと拝察します。とりわけ、ウェルビーイングに関しては、国際社会に向けた「日本発」の概念整理が続けられており、議論の成果を大いに期待するところです。

(1) 教育の普遍的な使命について

予測困難な時代の将来像を検討するにあたって、まず、「教育の普遍的な使命」が確認されていることは、見識ある検討手順として賛同します。その際、教育基本法が参照されていることにも異論はありません（2頁）。

ただし、次期教育振興基本計画の最重要概念の一つがウェルビーイングであることを考えると、「教育の目的」を定める第1条と「教育の方針」を定める第2条だけでなく、ウェルビーイングに最も親和性のある「教育の機会均等」を定める第4条にも具体的に言及する必要があると考えます。日本の大学生の約80%を擁し、入試の多様化やダイバーシティの推進にも積極的に取り組み、日本の高等教育の機会均等の実現に貢献することを何よりも重視してきた私大連として、第4条の「機会均等」を教育の普遍的な使命としてあらためて明確にさせていただくことを要望します。

(2) ウェルビーイングについて

教育基本法第2条を要約するにあたって、「①知・徳・体の調和」という文言があります。「体」については、第1条の「心身ともに健康な国民の育成」という条文を踏まえた表現であると推察しますが、「心身」の「健康」という概念自体が多様化していることに

についても、最初にもう少し丁寧に説明しておかなければ、現代社会におけるウェルビーイングの根幹にある障害のある方などへの合理的配慮等との関係について、無用の誤解を産む恐れがあります。

たとえば、「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」というWHOの定義（世界保健機関憲章前文）は、国際的認知度も高いものです。そのような現代的健康概念を次期教育振興計画のウェルビーイングの必須の構成要素として認識していることを明確に発信した上で、「誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す学びによる共生社会の実現」（10頁）のための方策をさらに具体的に検討されることを期待します。

（3）超スマート社会（Society 5.0）について

ウェルビーイングに関する意欲的かつ多角的な検討作業に比べると、もう一つの柱であるSociety 5.0に関しては、言及箇所も約10分の1と少なく、「人間中心の社会」（6頁）という一般的定義等が示されるのみとなっています。また、「超スマート社会(Society 5.0)」と「持続可能な社会」（6頁他）がまったく同一のものを指すのかどうかについても明確に理解し難いと感じます。次期教育振興計画の基本概念の一つですので、明快な定義を示すことが重要であると考えます。

なお、「超スマート社会（Society 5.0）」という表記と、「Society 5.0（超スマート社会）」という表記が混在しています。また、SDGsに関しては、文部科学省のホームページにおいて紹介されているESDが言及されていますが（12頁）、SDGsほど認知度は高くないので、「注」などが必要であると考えます。

（4）第3期計画期間中の成果と課題

「第3期計画期間中の成果と課題」（2～4頁）を丹念に確認しておられることに敬意を表します。ただし、「成果」と「課題」が混在しており、次期教育振興計画の出発点が若干曖昧になる傾向もあります。次期計画が取り組むべき「課題」をさらに明確にしていれば、問題意識が広く共有されると思います。

たとえば、「GIGAスクール構想の進展」によって、「ICT環境の整備が飛躍的に進展」したと総括されています（3頁）。その成果を否定するつもりはありませんが、他方、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、オンライン教育が急速に普及し、ICT環境の整備に関する要求水準もさらに飛躍的に高くなっています。教育現場では、地域格差や学校・大学間格差、あるいは、児童・生徒・学生の経済格差等が議論になることも少なくありません。「教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展」は、多岐にわたる波及効果を持つので、まず、ICT環境の十分な整備ができているかどうかについて、各学校・大学の財政基盤や教員育成なども含めて、さらに具体的な検証を行い、骨太の基本計画を提示されることを期待します。

(5) 現状の分析

「予測困難な時代の象徴」として、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、「ロシアのウクライナ侵略」が数回にわたって例示されています(2頁他)。新型コロナウイルス感染症の拡大に関しては、オンライン教育の急速な推進を誘発し、正課外活動や国際交流の抜本的な再検討をもたらした点で、教育全般に重大な影響を与えたので、例示することは適切だと思いますが、「ロシアのウクライナ侵略」をそれと対等に併記することには若干違和感を覚えます。「ロシアのウクライナ侵略」が本年度の最も憂慮すべき国際的政治事件の一つであったことにはまったく異論はなく、現時点で注目度が突出していることも否定しません。しかし、議論を本年度に限定しなければ、「予測困難な時代の象徴」としては、地球温暖化あるいは気候変動、自然災害の多発、あるいは、エネルギー問題などが取り上げられてきた経緯がありますので、実施予定期間全体を踏まえた上で、「ロシアのウクライナ侵略」を特筆することの妥当性について、再確認する必要があると考えます。

なお、大学教育の現場では、流動する国際金融政策と深い関係があるとされる為替レートの不安定化が留学の促進や電子ジャーナルの整備充実などに深刻な打撃を既に与えており、新型コロナウイルス感染症の拡大に次いで、その予測困難な状況に対する不安が広く共有されていることを付記します。

2. 「Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針」に関する意見

5つの基本的な方針に関しても、全般にご見識ある検討作業が行われているものと拝察します。最終検討作業のご参考までに、「基本方針①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」に関し、私立大学の教育の現状と課題を踏まえた具体的な意見を申し述べます。

(1) 大学教育の質保証について

「特に大学教育については、大学進学率が50%を超える中で質保証に対する懸念が指摘されている」(11頁)とあります。大学教育の質保証に対する懸念を特筆する具体的例や考えを示していただければ、私大連における今後の参考にさせていただきたいと考えます。

上記の一文を拝見すると、大学教育の質保証を脅かしている要因は、大学進学率の上昇であると読めます。他方、大学教育の現場においては、少子化による18歳人口の減少、大学進学志願者の学力格差の拡大、大学進学率の地域格差など、複合的な要因が指摘されています。大学の質保証を推進するためには、「学修者本位の教育」(11頁)という既に広く共有されている一般的理念を繰り返しつつ、情報公表の推進を掲げるだけでなく(13頁)、公表すべき情報に関するさらに多角的かつ具体的な分析が必要であると考えます。

個性輝く各私立大学の建学の精神の進展を目的とする私大連としては、質保証におけ

る方法論や指標等が大学教育の画一化を招き多様化を削ぐにことにならないか危惧するものであり、貴部会の十分な議論を期待します。

(2) 大学教育のあり方について

「主体的・対話的で深い学び」を実践する高校教育との接続を改善するために、大学教育においてもアクティブ・ラーニングやPBL教育などの導入を推進する必要があるという提言には賛同します(11頁)。また、「社会経済の課題が多様化・複雑化する中」、データサイエンス教育の推進と並行して(20頁)、文理横断・文理融合教育などによる「総合知」が重要であるという指摘も極めて妥当なものと考えます(11頁)。

ただし、大学が「知識の集積や体系化された理論の中核的機関」であるということを貴部会も認めておられるように(14頁)、「知識の集積や体系化された理論」に代表される「専門知」を次世代に高度化しつつ傳承するという大学固有の使命もあります。高大接続改革や社会連携推進が喫緊の課題であることは十分に理解しつつ、高大接続と社会連携だけにスポットライトを当て過ぎると、大学固有の使命が軽視されることにつながるかと多くの意見が出されました。イノベーションの創出には、アクティブ・ラーニングやPBL教育あるいは文理横断・文理融合教育だけではなく、それらを実質化するための「専門知」の充実が不可欠であることも明確にさせていただくことを期待します。

(3) グローバル人材育成について

グローバル人材の育成については、「世界経済の停滞や国際的分断の進行の懸念が高まっている」との認識がされていますが(11頁)、為替レートの不安定化が留学の促進に深刻なダメージを与えている中、学生の海外留学に対する支援がどのような形で推進されるべきか、具体的な言及がされることを要望します。また、在学中の留学経験が就職時にどのように評価され得るのか、企業側の組織的な取組が展開されることを期待します。これらの支援や取組が本計画のもとに示されることにより、経済的理由や就職への不安により留学を諦める学生が減少し、「留学機運の醸成」につながると考えます。

(4) 大学院教育のあり方について

大学院教育に関しては、「博士課程進学率が低い傾向」があるという既知の事実が再確認されているのみで(4頁)、学士課程教育に関する多面的な検討に比べると、残念ながら物足りなさを覚えました。大学院教育改革策としては、「産業界等との連携」による「強化」が提案されていますが(13頁)、学士課程教育のユニバーサル化が実現して、「専門知」の育成という大学固有の使命が大学院に移譲される傾向が強くなっている今だからこそ、大学院教育による「専門知」の高度化を推進する方策を具体的に検討する必要があると考えます。教育未来創造会議における大学院教育強化策なども参照しながら、各大学が共有できるバランスの良い基本方針を策定してくださることを要望します。

(5) リカレント教育とリスキリングについて

人生100年時代における次期基本計画のコンセプトともいえるべき「総括的な基本方針」に据えられている「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を実現するためには、社会人教育の充実が不可欠な要素となります。

リカレント教育については、私大連も大きな関心を持っており、独自に研究調査を続けています。私大連の現時点での検討においては、学士課程教育におけるリカレント教育と大学院教育におけるリカレント教育では、その社会的ニーズ等に大きな懸隔があるため、まず、分野別の特性も視野に入れながら、それぞれの目的と実施方法などを整理する必要があると考えています。リカレント教育においては、「高度専門人材を育成していくというリスキリング的な視点も重要」という指摘があり（14頁）、リカレント教育とリスキリングがシームレスに接続することが前提とされているように読めます。また、リカレント教育の目的は、「生涯学習の推進」と規定されている個所もあります（14頁）。趣旨は十分理解できますが、生涯学習と高度専門人材の育成は、教育活動としては、目的も方法論もかなり異質なもので、貴部会のリカレント教育論が教育学的に混乱しているのではないかと感じます。

社会人教育には、1) 生活の糧を得る、さらなる社会参画や知的満足（文化・教養）の充足といったことを目的として、概して職場を離れて行う「リカレント教育」と、2) 従業員が企業で就業中に新たなスキルを習得することを目的として、これまでに身につけてきた職務スキルを時代や産業構造の変化にあわせて新しく習得し直す、またはアップグレードするための「リスキリング教育」とに大別されるとの定義もなされつつあるようです。そうした点を踏まえ、と、「目標8 生涯学び、活躍できる環境整備」は生涯学習という概念のもとでの「リカレント教育」のみを念頭に置いたものであるように感じられ、「目標8」以外は、幼児から就職前の20歳前後の、従来の一般的な大学生までを念頭に置いた目標や基本施策となっている感が否めません。上記の「大学院教育のあり方」とも関連しますが、高等教育機関におけるリカレントとリスキリングに係る概念の整理を含めた社会人教育のあり方、とくに「リスキリング教育」をも念頭に置いた目標や施策が必要であるように思われます。

リカレント教育やリスキリング教育の推進が大学教育にとって焦眉の課題であるという認識には、心から賛同しておりますので、「学修者本位」の議論をさらに精緻に整理して、私大連の今後の研究調査にも寄与する確かな指針を示してくださることを強く期待します。

3. 「Ⅳ. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策」に関する意見

(1) 成果指標について

成果指標については、現段階では【指標候補】として公表されるにとどまっていますが、今後各種数値指標が設定されることになると推察します。計画の成果評価に際して、数値化による可視化が必須であることは、十分理解していますが、その指標が実質的に

教育の質保証に貢献するものであることを慎重に検討し、数値自体が自己目的化しないように留意されることを期待します。

たとえば、「目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成」において、「4学期制を導入する大学の割合の増加」（36頁）が【指標候補】として挙げられていますが、候補として検討する場合には、まず、4学期制が大学教育の質保証にどのように寄与したのかどうかを確認する必要があります。また、同様に「目標5 イノベーションを担う人材育成」において、「全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加」（48頁）が【指標候補】として挙げられていますが、候補として検討する場合には、受講者数を指標とすることが適切かどうかを検討する必要があると考えます。

（2）私立学校の教育研究の質向上のための教育研究基盤の整備について

教育研究の質向上に関わって、「国立大学法人運営費交付金や私学助成などを確実に措置する」（30、64頁）とされ、私立学校の教育研究基盤の整備に関わって、私立学校振興助成法が目的としている「教育研究基盤整備に係る施策を引き続き推進し、私立学校の教育条件の維持向上及び学生等の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高める」（69頁）とされています。

しかしその一方で、その実現に向けた数値目標等が明確になっていません。わが国の大学生に対する「教育費の公的負担率」「政府支出に占める公的教育費割合」がいずれもOECD各国の中で最低水準であることや、学生一人当たりの公財政支出について1.3倍に上る国私間格差の存在といった現状を打開するための、より具体的な基本施策と評価指標等が設定されるべきであると考えます。

（3）理工系分野での女性の活躍推進について

高等教育において理工系分野や文理融合分野を専攻する学生を増やすことは、多様化する社会課題を複合的な視点から解決する人材の育成に繋がり望ましいと思います。そのためには、「女子中高生の理工系分野への興味・関心」を高める必要があります。「ロールモデルの提示」などの提言があり（47頁）、その通りであると考えます。さらにこれに加えて、家庭や学校等、社会全体として、小学校教育を含めた初期の教育段階からの理数系科目への性別による差別意識や思い込み（アンコンシャス・バイアス）を排除することも重要であると思われます。この観点からは、成果指標においても、「勉強は好き」という児童生徒の割合の増加（36頁）は男女別の指標とするのがよいのではないかと考えます。

以上